

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

埼玉県所沢児童相談所一時保護所 御中

2022年3月
株式会社ユーズキャリア

評価結果

| | |
|------|---|
| 事業所名 | 埼玉県所沢児童相談所一時保護所 |
| 理念 | <p>児童に安全な環境を与え、心身共に安心でき、危険から守られる生活環境を保障する。</p> <p>児童は個人として尊重され、いかなる虐待・偏見・差別もないよう公平に処遇され、児童集団での暴力やいじめから守られ、伸び伸びとした生活ができるよう配慮される。職員は、児童の福祉に最良の効果をもたらすよう配慮を行い、誠心誠意尽くす。</p> |
| 基本方針 | <p>安心・安全な環境の提供</p> <p>基本的生活の指導</p> <p>子どもの性格・特徴・能力・成長等の把握</p> <p>子どもの学力に応じた教育・学習指導</p> |

| | |
|---------|--|
| 評価機関名 | 株式会社ユーズキャリア |
| 評価実施期間 | 令和4年2月15日から令和4年3月25日 |
| 評価方法と基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所自己評価シート、児童へのアンケートに基づき総合的に評価する。 ●各評価項目は、判断基準と評価の視点・ポイントに基づき評価する。判断基準の評価は○、△、×の3段階で行う。判断基準の評価結果に基づき、総合的に64項目で構成する評価項目をs、a、b、cの4段階で評価する。 ●評価ランクの考え方 <ul style="list-style-type: none"> s：優れた取組みが実施されている（他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態） a：適切に実施されている（よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態） b：できている（aに向けた取組みの余地がある状態） c：できていない（b以上の取組みとなることを期待する状態） |

I 子ども本位の養育・支援

| 項目 | 評価 | 判断基準1 | 判断基準2 | 判断基準3 | 判断基準4 | 判断基準5 | 判断基準6 |
|--|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| No.1 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.2 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.3 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.4 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか | a | ○ | | | | | |
| No.5 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| No.6 保護解除に向けて子どもに対して必要な支援を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.7 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか | a | △ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.8 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.9 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.10 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか | a | ○ | | | | | |
| No.11 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか | b | △ | | | | | |
| No.12 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.13 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.14 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |

◆コメント

【優れている点】

- ・一時保護の開始時には説明用のファイルを作成し、年齢に合わせてわかりやすく説明をしている。
- ・意見箱を設置し、要望の汲み取りを行っている。出された意見は検討のうえ反映しており、取り上げられない場合はその理由の説明を行っている。
- ・保護期間は保護所と密な連絡体制をとっており、情報共有をするよう努め、連携しながら児童に必要な支援を行っている。
- ・食事や宗教等、配慮を要する児童に対し、入所時に確認し適切な対応に努めている。
- ・個別相談に応じ「あなたは大切な存在である」ことを伝えている。
- ・毎日児童に日記を書いてもらい、自己表現を促す取り組みを行っている。

【改善や工夫を期待したい点】

- ・社会の現状から利用児童の増加により、定員超過にあり、物理的な面で十分な対応が困難な状況がある。男女の居住空間が分かれているため、LGBT等の対応は留意する必要がある、施設のハード面の改善が求められる。

II 一時保護の環境及び体制整備

| 項目 | 評価 | 判断基準1 | 判断基準2 | 判断基準3 | 判断基準4 | 判断基準5 | 判断基準6 |
|--|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| No.15 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか | b | △ | ○ | △ | △ | | |
| No.16 一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか | b | △ | ○ | ○ | | | |
| No.17 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| No.18 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.19 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか | b | △ | | | | | |
| No.20 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.21 情報管理が適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| No.22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組みが適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.24 児童福祉司との連携が適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.26 医療機関との連携が適切に行われているか | a | ○ | △ | | | | |
| No.27 警察署との連携が適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.28 施設や里親等との連携が図られているか | a | ○ | | | | | |
| No.29 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか | a | ○ | ○ | | | | |

◆コメント

【特に優れている点】

- ・生活環境は整備され、清潔が保たれている。物品等、破損状態があると児童の心もささくれるとの思いから、必要な箇所は急ぎ修繕を行い、快適な環境に配慮している。保護所の前には大きな公園が広がり、開放的で閉塞感はない。
- ・各部署の役割について、専門性の縦割りでなく、個々の職員がお互いの業務を理解、フォローし合えるよう、専門性にプラス他業務が重なる部分を作るような体制を作り、に努めている。
- ・職員の専門性の向上では、新規職員に年の近い指導担当としてつけ、担当部長が講師の社内研修や中央児童相談所の研修に参加している。会議ではさまざまな情報を提供し、現場の業務に即した知識の取得を促している。
- ・事務所内の掲示板に当日の予定を書き込み、一目でわかるよう職員間の情報を共有し、掲示板の記録は画

像で残す等の工夫をしている。引き継ぎはポイントを絞り、短時間でも十分かつ必要な情報を引き継ぐようにしており、ケースワーカーの面接結果等も部長より提供している。

【改善や工夫を期待したい点】

- 多くの子どもが一時保護所での生活を余儀なくされ、定員超過が常態化している。その中で安全確保を第一として支援を行うために日々努力されており、現状の中でさまざまな工夫をしている。プライバシー保護に配慮した居室空間を確保し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援や落ち着いた生活ができる適切な環境の整備が望まれる。(No.15・16)
- 職場環境において、現状は休暇取得が難しい状況にある。特に 365 日、24 時間稼働の支援の現場ではストレスやジレンマが多いことが想定され、職員が心身健康で働く環境の整備は重要でありメンタルヘルスへの配慮も必要である。今後も職員の理解を得ながら、休暇が取得しやすい適正な職場環境に取り組むことが期待される。(No.25)

Ⅲ 一時保護所の運営

| 項目 | 評価 | 判断基準1 | 判断基準2 | 判断基準3 | 判断基準4 | 判断基準5 | 判断基準6 |
|--|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| No.30 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.31 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.32 緊急保護は、適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.33 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.34 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.35 食事が適切に提供されているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| No.36 子どもの衣服は適切に提供されているか | b | ○ | ○ | △ | ○ | | |
| No.37 子どもの睡眠は適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.38 子どもの健康管理が適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか | b | △ | | | | | |
| No.40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.42 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.43 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.44 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.45 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.46 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.47 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.48 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか | b | △ | △ | △ | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--|--|
| No.49 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.50 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.51 災害発生時の対応は明確になっているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.52 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.53 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか | a | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| No.54 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか | a | ○ | ○ | ○ | △ | | |

◆コメント

【特に優れている点】

- ・レクリエーションではホームルームの時間に自主活動を設け、児童たちが活動したいことを自身で決め、自主性を身につけることや達成感を得る取り組みをしている。又、コロナ禍で図書館の利用が出来ないため、職員が取り次ぐなどしてさまざまな制限があるなかで工夫して対応をしている。
- ・食事について、調理委託業者と月1回、必要時は随時打合せを行っており、要望などを共有し反映するよう努めている。食事の提供が欠くことのないよう不測の事態に備え、対策をしている。令和3年度、食事に関するアンケートを実施し、その結果を調理業務受託業者と共有し、給食水準の尚一層の向上を図り、アンケート結果は児童にも周知した。「お楽しみメニュー」として児童の希望を出来る限り反映した食事を月1回程度提供している。また、行事に合わせた特別食も提供している。アレルギー食や宗教上制限のある食材に対応しており、食堂に掲示して確認し、児童自身も自分の体を守る意識付けを指導している。
- ・質の向上の取り組みとして第三者評価等の結果を見直し、評価対象年でなくても、当該評価基準に則り、各職員が自己評価することで、質の向上への理解を深め、事業所全体でよりよい処遇につなげるよう努めている。

【改善や工夫を期待したい点】

- ・ケースワーカーと連携し入所時にテストなどで学力を把握し、在籍校から教材を入手し所内でテストを受ける等の対応をしている。受験を控えた児童には学習指導員による支援を行っているが、すべての児童に対応出来ない状況である。児童の状況特性、学力に配慮した支援が必要であり、どのような学習を展開することが有効かを協議し、可能な限り在籍校や担任との連携を図り、学習環境の改善に取り組むことが求められる。(No.39)

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

| 項目 | 評価 | 判断基準1 | 判断基準2 | 判断基準3 | 判断基準4 | 判断基準5 | 判断基準6 |
|---|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| No.55 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.56 保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.57 援助指針に沿った個別ケアを行っているか | a | ○ | | | | | |
| No.58 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.59 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.60 観察会議が適切に実施されているか | a | ○ | △ | ○ | | | |

◆コメント

【特に優れている点】

- ・関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、適切な処遇に努めており、月2回の観察会議で検討し児童の状況に応じた個別プログラムを組んでいる。
- ・常に児童の状況を把握し、支援内容の追加や変更を行っており、面接は定期的に行われ、行動観察の結果は個別記録に残している。

V 一時保護の開始及び解除手続き

| 項目 | 評価 | 判断基準1 | 判断基準2 | 判断基準3 | 判断基準4 | 判断基準5 | 判断基準6 |
|---|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| No.61 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.62 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか | a | ○ | ○ | ○ | | | |
| No.63 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか | a | ○ | ○ | | | | |
| No.64 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか | a | ○ | ○ | | | | |

◆コメント

【特に優れている点】

- ・保護開始に当たり、必要なものはその日のうちに支給や貸与しており、貴重品は一人ひとり個別に保管し、返還時はケースワーカーが受領の確認をしている。

*一時保護所の対応でなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行った。

判断基準一覧

- 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか
- 1-2 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか
- 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか
- 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われているか
- 3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか
- 3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか
- 4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか
- 5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか
- 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか
- 5-3 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか
- 5-4 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか
- 5-5 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか
- 6-1 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか
- 6-2 子どもが年齢に応じて SOS を出せるよう、エンパワメントを行っているか(幼保職員への SOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など)
- 6-3 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか
- 6-4 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか
- 7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか
- 7-2 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合に、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか
- 7-3 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合に、理由や経過等を記録しているか
- 7-4 外出、通信、面会、行動等の制限を行っている子どもがいる場合には、必要のない子どもが制限されていないか
- 8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか
- 8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか
- 8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取り組み等を行っているか
- 9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか
- 9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか
- 9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っているか
- 10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか
- 11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか
- 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか
- 12-2 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか
- 12-3 全ての子どもが、被害を受けているまたコミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか
- 12-4 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか

- 13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか
- 13-2 表現の機会を多く作り、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか
- 14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか
- 14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか
- 15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか
- 15-2 開放的環境における対応が可能となっているか(一時保護所内での開放的環境の確保・委託一時保護の活用等)
- 15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか(適切な監査等を受けているか)
- 15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか
- 16-1 束縛感がなく、個別性が尊重される環境となっているか
- 16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか
- 16-3 温かい雰囲気であり、安心し b: できている(aに向けた取組みの余地がある状態)
- 17-1 日常的に清掃等がされ、衛生 c: できていない(b以上の取組みとなることを期待する状態)
- 17-2 家庭的な環境となるような工夫がされているか
- 17-3 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか
- 17-4 必要な修繕等が行われているか
- 17-5 生活場面の中で、どんな外景色が見えるのか
- 17-6 外部からの視線に対する配慮が行われているか
- 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか
- 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか
- 18-3 スーパーバイズができていますか
- 19-1 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか
- 20-1 各職の役割や権限、責任が明確になっているか
- 20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか
- 20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか
- 21-1 個人情報適切に取り扱われているか
- 21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか
- 21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか
- 21-4 子供に関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか
- 21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか
- 22-1 一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みが行われているか
- 22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みが行われているか
- 22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みが実施されているか
- 22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか
- 23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか
- 23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か
- 24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか
- 24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか

- 25-1 適正な就業状況が確保されているか
- 25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか
- 25-3 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか
- 26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか
- 26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか
- 27-1 警察署との連携が日頃から行われているか
- 27-2 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分配慮するよう、警察と十分に調整を行っているか
- 27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか
- 28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか
- 29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか
- 29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか
- 30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか
- 30-2 一時保護の目的(安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっているか
- 31-1 事業計画が策定されているか
- 31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか
- 31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか
- 31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか
- 32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか
- 32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか
- 33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか
- 33-2 日課構成は適切か
- 33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか
- 34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか
- 34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか
- 34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか
- 35-1 1日3食の食事が提供されているか
- 35-2 食事は衛生が確保されているか
- 35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか
- 35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか
- 35-5 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか
- 36-1 衣服の清潔は保たれているか
- 36-2 衣習慣が身につくように支援しているか
- 36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか
- 36-4 適切な衣服を貸与できるか
- 37-1 就寝・起床時刻は適切か
- 37-2 睡眠環境は適切か
- 38-1 子どもの健康状態が把握されているか
- 38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか

- 39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか
- 40-1 保育所運営指針による保育を基本としているか
- 40-2 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか
- 41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか
- 41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか
- 41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意思や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか
- 42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか
- 42-2 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか
- 42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか
- 42-4 PTSD 症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか
- 43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか
- 43-3 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか
- 44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか
- 44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか
- 45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか
- 45-2 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか
- 45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか
- 46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか
- 46-2 葬儀等に参加させているか
- 46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか
- 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 47-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 48-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか
- 49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 49-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか
- 50-2 無断外出の未然防止に努めているか
- 51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか
- 51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか
- 51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている
- 52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか
- 52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか
- 53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか
- 53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みが行われているか
- 53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか
- 53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか

- 54-1 自己評価が定期的に行われているか
- 54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか
- 54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みが行われているか
- 54-4 職員間での共有や職員一体となった取組みが行われるようになっているか
- 55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか
- 55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか
- 56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか
- 56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか
- 57-1 個別援助指針(援助方針)に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか
- 58-1 積極的に子どもと関わり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか
- 58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか
- 58-3 必要以上に長期間の保護が行われていないか
- 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか
- 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか
- 60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか
- 60-2 原則として、週1回は観察会議を実施しているか
- 60-3 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか
- 61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか
- 61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか
- 62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか
- 62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか
- 62-3 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか
- 63-1 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか
- 63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引継いでいるか(成育歴、強み・長所、継続的な取組等)
- 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか
- 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか